

令和5年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和5年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 88,137千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,808,742千円

（内訳）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	291,686	133,898	0	4,563	12,936	140,289
	老人福祉費	148,492	1,217	0	2,284	12,241	132,750
	児童福祉費	433,082	189,373	0	16,083	19,217	208,409
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	77,501	30,223	0	0	3,991	43,287
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	30,973	20,319	0	0	899	9,755
	介護保険 特別会計繰出金	143,560	9,055	0	0	11,355	123,150
保健衛生	保健衛生費	683,448	140,331	0	217,392	27,498	298,227
合計		1,808,742	524,416	0	240,322	88,137	955,867

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。